岩出市週休２日工事実施要領

（目的）

第１条　建設業界では、就業者の高齢化や休暇の取得が困難なことなどを理由にした若手就業者の高い離職率などから、将来にわたり社会資本を安定的に整備・維持管理していくために必要となる担い手の確保が課題となっている。このため、建設現場の就労環境の改善を図るとともに、若手入職者の確保・育成を促進するため、週休２日工事を本要領により実施する。

　（対象工事）

第２条　週休２日工事として取り組む対象は、全ての建設工事とし、岩出市が指定する発注者指定型とする。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

（１）現場作業が短期間（１ヵ月程度未満）で完了する工事

（２）単価契約工事

（３）災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある工事等

（４）現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事（学校の夏休み期間中での工事等）

（５）その他、週休２日工事に適さないと判断される工事

　（用語の定義）

第３条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）週休２日　対象期間において、４週８休以上と認められる状態をいう。

（２）４週８休　対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5％（８日/２８日）以上の水準に達する状態をいう。

（３）対象期間　現場着手日（現場事務所等の設置または測量等の実際の工事のための準備工事に着手した日をいう。以下同じ。）から工事完成日（完成通知書の提出日）までの期間をいう。ただし、以下の期間を除く。

（ア）年末年始６日間及び夏季休暇３日間

（イ）工場製作のみを実施している期間

（ウ）工事全体を一時中止している期間

（エ）発注者が対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）

（４）現場閉所　巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、１日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態をいう。ただし、悪天候等により現場作業ができないと当日に判断した時は、作業開始前までに判断した場合に限り、現場閉所扱いとする。

（確認方法）

第４条　週休２日の確認方法は、以下のとおりとする。

（１）受注者は、週休２日を考慮した計画工程表を施工計画書へ記載すること。

（２）受注者は、休日等取得計画兼実施報告書（様式１）により、各期間の計画については開始日までに、実施については終了後５日以内に報告すること。なお、監督員から別途指示がある場合は、速やかに提出すること。

（３）発注者は、現場閉所の状況を工事日誌、週間工程表等の書類により確認する。

（４）発注者は、２８日（４週）を１期間として１期間単位において現場閉所率を確認する。

（評価方法）

第５条　対象期間における週休２日の評価方法は以下のとおりとする。

（１）各期間における現場閉所率（ただし、２８．５％を上限とする。）を平均し、対象期間における４週あたりの現場閉所率とする。

（２）現場閉所率の算定は、以下のとおり行うものとする。ただし、以下の算出方法に基づき算出した数値の小数点以下２桁目を切り捨てた、小数点以下１桁目までの値とする。

　　＜現場閉所率（％）＝（現場閉所日数÷対象期間日数（28日））×100＞

（３）費用の計上に伴う変更契約等に時間を要することから、現場着手日から工事完成日直前の１期間の末日までを対象に評価するものとする。

（週休２日工事に要する費用）

第６条　当初設計金額は４週８休の達成を前提とし、別表１～３の補正係数を適用し算出する。ただし、４週８休の達成が見込まれない場合は、その達成状況に応じて４週７休以上４週８休未満及び、４週６休以上４週７休未満の補正係数を乗じて請負代金額を減額変更する。なお、現場閉所率が21.4％（６日/２８日）未満の場合は、当該補正分を減額変更する。

　（補足）

第７条　その他

（１）契約した工期の中で週休２日を実施するものとし、週休２日の確保を事由にした工期の変更は認めない。ただし、施工計画立案時に、工事条件等で明らかに工期内に週休２日工事を達成できないことが判明したときは、その理由を明示した書面により、工期の延長を請求することができる。

（２）４週８休の達成にあたって、１週２休を確保できるように努めること。

（３）受注者は、以下の記載例を参考に、週休２日工事の対象現場であることを工事現場内の公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

**週休２日工事**

この工事は、建設業の労働環境を改善するため、週休２日（４週８休以上）の確保に取組む工事です。

発注者：岩出市○○部(局)○○課

受注者：○○○○

（４）受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、あるいは信義則に反する行為があった場合は、法的措置及び入札参加停止等、厳正に対応するものとする。

（５）本要領に疑義を生じた場合または記載の無い事項については、監督員と協議するものとする。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

別表1　労務費等の補正係数

|  |  |
| --- | --- |
| 現場閉所状況（現場閉所率） | 補正係数 |
| 4週8休（28.5％）以上 | 4週7休（25.0％）以上4週8休（28.5％）未満 | 4週6休（21.4％）以上4週7休（25.0％）未満 |
| 労務費 | 1.05 | 1.03 | 1.01 |
| 機械経費（賃料） | 1.04 | 1.03 | 1.01 |
| 共通仮設費 | 1.04 | 1.03 | 1.02 |
| 現場管理費 | 1.06 | 1.04 | 1.03 |

※工場製作にかかる労務費や労務費以外の人件費は、補正の対象としない。

※労務費や機械経費が区分できない見積単価等は、補正の対象としない。

別表2　土木工事市場単価の係数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　称 | 規格・仕様 | 補正係数 |
| 4週8休以上 | 4週7休以上4週8休未満 | 4週6休以上4週7休未満 |
| 鉄筋工 |  | 1.05 | 1.03 | 1.01 |
| ガス圧接工 |  | 1.04 | 1.02 | 1.01 |
| インターロッキングブロック工 | 設置 | 1.02 | 1.01 | 1.00 |
| 撤去 | 1.05 | 1.03 | 1.01 |
| 防護柵設置工（ガードレール） | 設置 | 1.01 | 1.01 | 1.00 |
| 撤去 | 1.05 | 1.03 | 1.01 |
| 防護柵設置工（ガードパイプ） | 設置 | 1.01 | 1.01 | 1.00 |
| 撤去 | 1.05 | 1.03 | 1.01 |
| 防護柵設置工（横断・転落防止柵） | 設置 | 1.04 | 1.03 | 1.01 |
| 撤去 | 1.05 | 1.03 | 1.01 |
| 防護柵設置工（落石防護柵） |  | 1.02 | 1.01 | 1.00 |
| 防護柵設置工（落石防止網） |  | 1.03 | 1.02 | 1.01 |
| 道路標識設置工 | 設置 | 1.01 | 1.01 | 1.00 |
| 撤去・移設 | 1.04 | 1.03 | 1.01 |
| 道路付属物設置工 | 設置 | 1.02 | 1.01 | 1.00 |
| 撤去 | 1.05 | 1.03 | 1.01 |
| 法面工 |  | 1.02 | 1.01 | 1.00 |
| 吹付枠工 |  | 1.03 | 1.02 | 1.01 |
| 鉄筋挿入工（ロックボルト工） |  | 1.03 | 1.02 | 1.01 |
| 道路植栽工 | 植樹 | 1.05 | 1.03 | 1.01 |
| 剪定 | 1.05 | 1.03 | 1.01 |
| 公園植栽工 |  | 1.05 | 1.03 | 1.01 |
| 橋梁用伸縮継手装置設置工 |  | 1.02 | 1.01 | 1.00 |
| 橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工 |  | 1.04 | 1.02 | 1.01 |
| 橋面防水工 |  | 1.02 | 1.01 | 1.00 |
| 薄層カラー舗装工 |  | 1.01 | 1.00 | 1.00 |
| グルービング工 |  | 1.01 | 1.01 | 1.00 |
| 軟弱地盤処理工 |  | 1.02 | 1.01 | 1.00 |
| コンクリート表面処理工（ウォータージェット工） |  | 1.01 | 1.01 | 1.00 |

※補正係数が設定されていない市場単価は、補正の対象としない。

別表3　下水道工事市場単価の補正係数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　称 | 規格・仕様 | 補正係数 |
| 4週8休以上 | 4週7休以上4週8休未満 | 4週6休以上4週7休未満 |
| 硬質塩化ビニル管設置工 |  | 1.03 | 1.02 | 1.01 |
| リブ付硬質塩化ビニル管設置工 |  | 1.03 | 1.02 | 1.01 |
| 砂基礎工 | 人力施工 | 1.05 | 1.03 | 1.01 |
| 機械施工 | 1.05 | 1.03 | 1.01 |
| 砕石基礎工 | 人力施工 | 1.05 | 1.03 | 1.01 |
| 機械施工 | 1.05 | 1.03 | 1.01 |
| 組立マンホール設置工 |  | 1.05 | 1.03 | 1.01 |
| 小型マンホール工 |  | 1.01 | 1.00 | 1.00 |
| 取付管及びます設置工 | ます設置工 | 1.01 | 1.01 | 1.00 |
| 取付管布設及び支管取付工 | 1.02 | 1.01 | 1.00 |

※補正係数が設定されていない市場単価は、補正の対象としない。